

# 企業の安全衛生、工場等現場の管理ご担当者様必携！

# 労働安全衛生法 クイックガイド2024

Industrial Safety and Health Act Quick Guide 2024

後藤博俊 著

A5判・392頁 定価4,840円(本体4,400円+税10%)



## 労働安全衛生法 クイックガイド2024

Industrial Safety and Health Act  
Quick Guide 2024

後藤博俊  
著

安全衛生管理の遵守事項を  
一覧にまとめた決定版！

- 「一覧表形式だからひとめで重要なポイントがわかる。」
- 「労災を予防するためのポイント」
- 「よくあるQ&A」で要点が掴みやすい。
- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー！

内容見本：2024年4月1日(一部資料あり)

第一法規

- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー！
- 労働安全衛生関連の法令毎に、労災を予防するためのポイント、法令の目的、法体系、告示、通達等を簡潔に掲載！
- 事業者に要求される事項を表形式の「法令別要求事項」として分かりやすく整理！
- 現場で起きる間違いやすいポイントをQ&A形式で解説！

## 内容見本

※商品上は青色との2色刷りとなります。

### 16 特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働安全衛生法第39号)

略称：特化則

- 特定化学物質の「事業者の責務」に記されているように、化学物質による労働者のがん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を予防するため、使用する物質の毒性の確認、代替物の使用、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康増進の徹底その他の必要な措置を講ずるとともに労働者の危険の防止の旨に反しない限り、化学物質にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めること。
  - 特化則では、特定化学物質をおおまかに図のように分類して規制されている。
- 
- 労働安全衛生法第56条の製造許可物質(特化物の第一種物質)の製造は、プラントごと厚生労働大臣の許可となるが、当該物質の取扱いは、原則として危険性を低減する装置、漏れ防止の局所排気装置又はフック型局所排気装置を設置して行うこと。
  - 図に示したとおり、特定化学物質の第二種物質は、特定第二種物質、管理第二種物質、オーラミン等及び特別な機油剤、特定第二種物質及び管理第二種物質のガス、蒸気又は粉じんの発散する屋内作業場には、原則として危険性を低減する装置、漏れ防止装置又はフック型局所排気装置を設置すること(特別な機油剤に関する設備の基準は有機剤が準用される)。
  - 特定化学物質の粉じん、排ガス処理、廃液処理は、法令に基づき確実に行うこと。
  - 特定第一種物質及び第三種物質(特化物では「第三種物質等」という)を製造し、又は取り扱う設備(労働安全衛生法第39条第2号により「特定化学設備」という)について、漏れ防止措置、集合部の漏れ防止措置等の漏れ防止のための設備の基準を遵守すること。
  - 特定化学物質作業主任者を選任し、関係作業の指揮等定められた事項を確実に行うこと。特別な機油剤に関する作業主任者は、有機剤作業主任者技能講習修了者から選任する必要があるから注意のこと。
  - 法令に定められた定期自主検査、点検を確実に実施し、必要のある場合は直ちに補修等を行うこと。

労災を予防するためのポイント

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
特化則1条	事業者の責務	責務(努力義務)	化学物質による健康障害予防措置を講じ、化学物質に基づく最も有害な労働者の人数、期間、程度を最小限度にするよう努める。 次の業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については特化則を適用しない。 (1)下記①～③の業務(「特別有機溶剤業務」)以外の特別有機溶剤等(特化則2条1項3号の3)を製造し、又は取り扱う業務 ①クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち屋内作業場等において行う業務のうち特化則1条の2第1号(1)～(12)に掲げる業務(クロロホルム等を有機溶剤業務) ②エチルベンゼン及びメチルベンゼンを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う業務のうち、エチルベンゼン等(特化則2条1項3号の3)を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロロホルム等を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う業務(クロロホルム等(特化則2条1項3号の3)を製造し、又は取り扱う業務) (2)コバルト等を製造し、又は取り扱う業務 (3)酸化プロピレン等を屋外においてタンク自動車等から設置したタンク又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務(直結する構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る) (4)酸化プロピレン等を貯蔵タンクから貯蔵容器に注入する業務(直結する構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る) (5)三酸化アンチモン及び三酸化二リンを重量の1%含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、機油等により固形化された物を取り扱う業務 (6)ジメチルアミン及びジメチルエーテル(別名DVE)及びジメチルエーテル-2-ジクロロニルエーテルを重量の1%含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを製造し、加工し、又は包装する業務以外の業務 (7)ナフタレン又はナフタレンを含有する製剤その他の物(以下「ナフタレン等」という)を製造し、又は取り扱う業務のうち、下記①～③の業務 ①製剤のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備(密閉式の構造のものに限る。②において同じ)からの試料の採取の業務
特化則2条の2	特化則が適用されない業務	適用除外	

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
特化則2条の2	特化則が適用されない業務(例外)	適用除外(例外)	① 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等タンク自動車等に注入する業務(直結する構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る) ② 液体状のナフタレン等を重量を越えない温度で取り扱う業務(②及び③に掲げる業務を除く) (8)リフラクトリーセラミックファイバーはフック型局所排気装置又はフック型局所排気装置以外の設備(以下「フック型局所排気装置等」という)を製造し、又は取り扱う業務のうち、フック型局所排気装置等以外の設備(以下「フック型局所排気装置等」という)の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の取扱、貯蔵、搬送等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く)
特化則2条の3	適用除外	申請	上記(1)～(8)の業務であっても、労働安全衛生法第39条第2号の2、第18号の2、第18号の3、第19号の2、第19号の3、第22号の2～22号の4、第23号の2、第23号の3(労働安全衛生法第39条第2号の2、第18号の2、第18号の3又は第22号の2～22号の4)に掲げる物を含むものに限り、当該物の製造、取扱業務に関する特化則4条及び5条の規定の適用については、特化則の規定が適用される。 認定の要件は【表1】参照。 化学物質管理の本業が一定以上であるとして所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業者は、その認定に関する特別規則(ここでは特定化学物質障害予防規則)について、設備の改造等の作業や健康診断実施員の認定等を含め、個別規制の適用が除外される。特別規則の適用物の管理は、事業者による自律的な管理(リスクマネジメントに基づく管理)に委ねられる。 【表1】特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書
特化則3条	製造等を行う作業場の局所排気装置等の設置	設置	次の作業場には、発散源を閉鎖する設備、局所排気装置又はフック型局所排気装置を設置し、局所排気装置又はフック型局所排気装置以外の作業場において特定第二種物質を取り扱う場合の当該物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場、有機剤第二種物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

1	労働安全衛生法
2	労働安全衛生法施行令
3	労働安全衛生規則
4	有機溶剤中毒予防規則
5	粉じん障害防止規則
6	石綿障害予防規則
7	機械等検定規則
8	クレーン等安全規則
9	高気圧作業安全衛生規則
10	ゴンドラ安全規則
11	酸素欠乏症等防止規則
12	四アルキル鉛中毒予防規則
13	事務所衛生基準規則
14	電離放射線障害防止規則
15	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
16	特定化学物質障害予防規則
17	鉛中毒予防規則
18	ボイラー及び圧力容器安全規則

※本書の内容現在、原則として令和6年4月1日施行現在です。

## よくあるQ&A

- Q: 労働安全衛生法と労働基準法との関係はどのようになっていますか。  
A: 労働安全衛生法は、形式的には労働基準法（「労基法」）から分離独立したものとされていますが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるもので、労働安全衛生法第1条（目的）、第3条第1項（事業者等の義務）、附則第4条による改正後の労働安全衛生法第42条等の規定により、この法律と労働条件についての一般法である労働基準法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされています。  
したがって、労働安全衛生法の労働安全衛生部分（具体的には労働安全衛生法第1条から第3条まで）は、労働安全衛生法の施行にあっても当然その基本とされるものです。  
また、賃金、労働時間、休日などの一般労働条件の状態は、労働災害の発生に密接な関連を有するものであり、かつ、労働安全衛生法第1条の目的の中で「労働基準法と相まって、……労働者の安全と健康を確保する……ことを目的とする。」とされている趣旨に則し、労働安全衛生法と労働基準法とは、一体的な運用が図られなければならないものとされています。
- Q: 事業場の範囲の捉え方は如何ですか。  
A: 労働安全衛生法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定が適用されることになっており、労働安全衛生法の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一です。  
すなわち、ご自身の事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごく一定の場所において相関する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいいます。  
したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定されるべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされます。  
しかし、同一場所であっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによって労働安全衛生法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとされています。例えば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附属された給食場等が該当します。  
また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構を一括して一の事業場として取り扱われます。
- Q: 事業場の業種の区分は如何ですか。  
A: 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決められるものであり、経営や人事等の管理事務をもつばら行っている本社、支店等は、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定されます。  
例えば、製鉄所は製造業とされますが、当該製鉄所を管理する本社は、労働安全衛生法第2条第3号の「その他の業種」とされます。
- Q: 事業者とは何を指しますか。  
A: 労働安全衛生法における主たる義務者である「事業者」とは、同法第2条第3号に「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されています。すなわち、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営者を指しています。  
このことは、従来の労基法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営

## 関連商品

### 膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



# 安全衛生セレクション



- ① 安全衛生関係法令をWEBで一括管理！  
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます！
- ② 膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ！
- ③ 届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した「法令別要求事項」を掲載！労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です！

コンテンツ（一部）	
改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの労働安全衛生関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	労働安全衛生法と特別規則17本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化（約250本） 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	労働安全衛生法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	労働安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある疑問を相談事例として提供
メールマガジン	改正情報をメールマガジンで配信（月1回）

詳細・試し読み・お申込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



Q 第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

## 申込書（第一法規刊）

### 労働安全衛生法クイックガイド2024

●定価4,840円（本体4,400円＋税10%）【コード094342】

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- \*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。（いづれかを✓で選択ください。）代金引換により支払います。現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒     
ご住所

機関名

部署名

公用  
 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail  @

お客様の個人情報の取扱いについて  
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印